

「ジフルフェニカン」、「ピラゾスルフロンエチル」、「プロピザミド」、「ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう。）」、「ベンタゾン」、「アプラマイシン」、「セファロニウム」、「フルメキン」、「セデカマイシン」及び「モランテル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

#### 記

1. ジフルフェニカン（農薬）
2. ピラゾスルフロンエチル（農薬）
3. プロピザミド（農薬）
4. ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう。）（農薬）
5. ベンタゾン（農薬）
6. アプラマイシン（動物用医薬品）
7. セファロニウム（動物用医薬品）
8. フルメキン（動物用医薬品）
9. セデカマイシン（飼料添加物及び動物用医薬品）
10. モランテル（飼料添加物及び動物用医薬品）

## ジフルフェニカン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジフルフェニカン (Diflufenican)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	フェノキシニコチンアニリド系除草剤。植物のフィトエンデサチュラーゼを阻害し、カロチノイドの生合成を阻害する。その結果、光合成を阻害し枯死に至らしめる。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：小麦、大麦(畑地一年生雑草)	
	使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	豪州：大麦、畜産物等/ニュージーランド：小麦、大麦に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

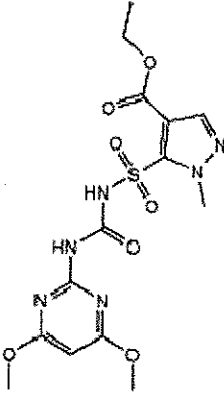
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピラゾスルフロンエチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピラゾスルフロンエチル (Pyrazosulfuron-ethyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホニルウレア系除草剤。植物体内のアセトラクテートシンターゼの活性を阻害することにより、分岐アミノ酸類の生合成を阻害することで作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 水稲(水田一年生雑草)等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、豪州、カナダ、EU、ニュージーランド: なし
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

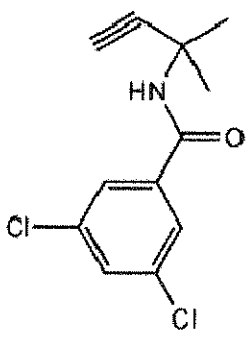
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロピザミド

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロピザミド (Propyzamide)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	アミド系の除草剤。植物体内に吸収された後、幼芽及び幼根の生長点に作用し、生長と分化を抑制して枯死に至らしめる。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: レタス、たまねぎ(一年生雑草)等	
	使用方法: 土壌処理	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国: りんご、レタス、畜産物等 / 豪州: レタス、畜産物等 / カナダ: レタス / EU: レタス、てんさい等 / ニュージーランド: 葉菜類に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

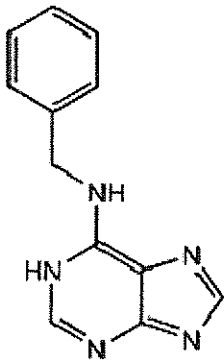
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。) (Benzyladenine (Benzylaminoprin))	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	サイトカイニンの類似化合物であり、生体内の核酸に取り込まれRNA合成が誘導されることで、タンパク質合成促進効果や生長促進効果が引き起こされると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:りんご(側芽発生促進)、みかん(着花促進)、かぼちゃ(着果促進)等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	豪州:りんご、なし等に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

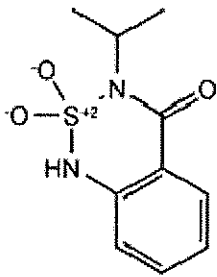
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ベンタゾン

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンタゾン (Bentazone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ヘテロサイクリック系の除草剤。植物の葉緑体中で行われるヒル反応を強く阻害することで光合成を阻害し、枯死に至らしめる。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 水稻(水田一年生雑草等)、たまねぎ(一年生雑草)等	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.1 mg/kg 体重/day
	国際基準	小麦、たまねぎ、畜産物等に基準が設定されている。
	諸外国	米国: 米、とうもろこし、畜産物等 / 豪州: 米、豆類、畜産物等 / カナダ: 米、大豆、ねぎ等 / EU: えんどう等 / ニュージーランド: 大豆等に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## アプラマイシン

### 1. 今回の諮問の経緯

ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	アプラマイシン (Apramycin)	
構造式		
用途	抗生物質 (動物用医薬品)	
作用機構	細菌のリボソームに作用し、タンパク質の合成阻害を起こす。	
日本における登録等の状況	<p>承認されている。</p> <p>使用対象動物: 豚 (4ヶ月齢を超える豚を除く)</p> <p>用法及び用量: 1日量として体重 1kg 当たり 7.5~12.5mg (力価) の量を飲水に溶かして経口投与 飼料 1t 当たり 100g (力価) の量を混じて経口投与</p> <p>使用禁止期間: 食用に供するために屠殺する前 14 日間</p>	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国: 豚/豪州: 牛、豚、鶏等/カナダ: 豚、鶏等/EU: 牛 ニュージーランド: 鶏に基準が設定されている
食品安全委員会での評価等	なし (初回)	

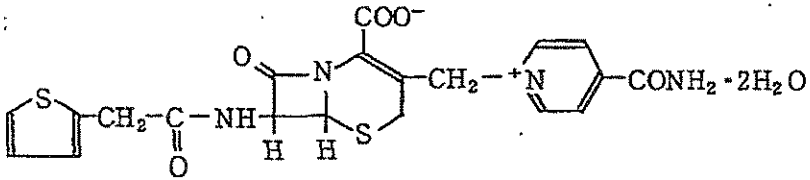
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## セファロニウム

### 1. 今回の諮問の経緯

ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	セファロニウム (Cefalonium)	
構造式		
用途	抗生物質(動物用医薬品)	
作用機構	細胞壁のペプチドグリカン合成を阻害することで、細菌の増殖を抑える。	
日本における登録等の状況	承認されている。 使用対象動物: 牛 用法及び用量: 乾乳期初期に1分房当たり250mg(力価)を注入 使用禁止期間: 食用に供するために出荷等する前30日間	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	豪州: 牛、乳/EU: 乳に基準が設定されている
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

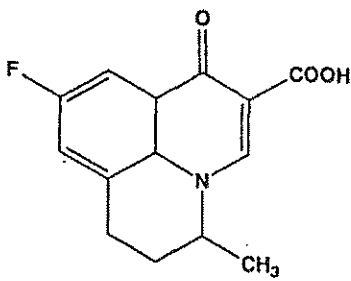


## フルメキン

### 1. 今回の諮問の経緯

ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルメキン(Flumequine)	
構造式		
用途	合成抗菌剤(動物用医薬品)	
作用機構	DNAの複製に関与する酵素の機能を阻害することで、殺菌的に作用する。	
日本における登録等の状況	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI:0.03 mg/kg 体重/日
	国際基準	牛、豚、鶏等に基準が設定されている
	諸外国	EU:牛、豚、鶏等に基準が設定されている
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

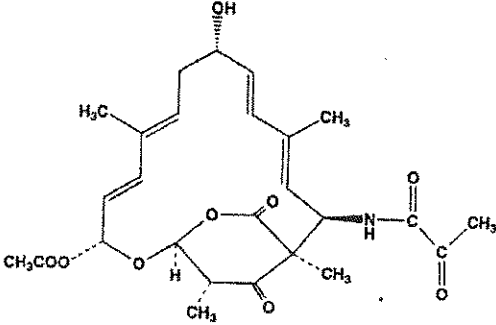
JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

## セデカマイシン

### 1. 今回の諮問の経緯

「ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し」

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	セデカマイシン (Sedecamycin)	
構造式		
用途	抗生物質(飼料添加物、動物用医薬品)	
作用機構	細菌の蛋白質の合成を阻害することで、その増殖を抑える。	
日本における登録等の状況	<p>【飼料添加物】指定されている。</p> <p>対象飼料／添加量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豚(ほ乳期・子豚期)用/飼料 1t 当たり 5～20g(力価)</li> </ul> <p>使用禁止期間: 食用を目的として屠殺する前 7 日間</p> <p>【動物用医薬品】承認されていない。</p>	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	なし
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

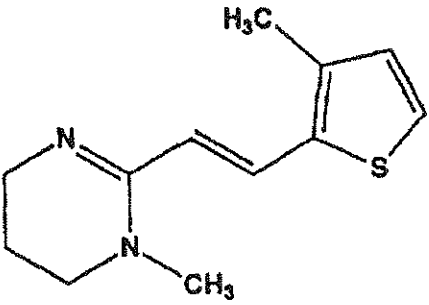
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

モランテル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	モランテル(Morantel)	
構造式		
用途	合成抗菌剤(飼料添加物)、寄生虫駆除剤(動物用医薬品)	
作用機構	コリン作動性神経末端における高親和性コリン取り込みを阻害し、アセチルコリンの合成を抑制する。	
日本における登録等の状況	<p>【飼料添加物】指定されている(クエン酸モランテルとして)。            対象飼料/添加量            ・豚(ほ乳期用・仔豚期用)/飼料 1t 当たり 30g            使用禁止期間: 食用を目的として屠殺する前 7 日間</p> <p>【動物用医薬品】承認されている(酒石酸モランテルとして)。            使用対象動物: 豚            用法及び用量: 5~15mg/kg 体重/日を飲水に溶かすか、飼料に均一に混じて経口投与            使用禁止期間: 食用に供するために出荷等する前 14 日間</p>	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国: 牛、山羊/豪州: 牛、豚、乳等/カナダ: 牛、乳に基準が設定されている
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議